

第一種大麻草採取栽培者免許取消届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許証の種類			
免許証返納の理由及びその年月日			
現在の大麻草の作付面積			
現に管理する大麻の品名及び数量	品 名	数	量
現に所有する発芽不能未処理種子の品名及び数量	品 名	数	量
現に所有する麻薬の品名及び数量 (大麻草研究栽培者は除く。)	品 名	数	量
現に所有する大麻草の繊維の数量 (第一種大麻草採取栽培者に限る。)			
備 考			
<p>上記のとおり、免許の取消しを受けたいので、免許証を添えて届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 <small>(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地を含む。)</small></p> <p>氏 名 <small>(法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名を含む。)</small></p> <p>長野県知事 殿</p>			

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること

第一種大麻草採取栽培者免許取消届

事 項	1 免許の取消しを受けようとするとき
根拠法令	法第 12 条の 7 第 1 項 省令第 8 条第 1 項
提出部数	2 部（薬事管理課 1 部、保健所 1 部）
添付書類	免許証（紛失した場合は、紛失理由書）
そ の 他	<p>1 免許証返納の理由を具体的に記載させること</p> <p>2 現在の大麻草の作付面積は、アール換算で算出させること</p> <p>3 大麻及び発芽不能未処理種子は、品種ごとに品名を記載させ、数量は品種ごとにその重量を記載させること （数量の考え方） 栽培中の大麻草の本数は、概ね 100 本を超えるような場合は、1メートル四方における本数×作付面積として計算させること、また、収穫したものは、重量で計上して記載させること（複数品種を栽培している場合は品種ごとの重量） なお、重量で記載させる場合はキログラム単位又はグラム単位で表し、キログラム単位で記載する場合で小数点以下 1 位未満の端数があるときは、これを四捨五入させること 重量が数十キログラムを超えるようなものは、大麻草 1 本当たりの重量×推定本数で計算させるなどして重量を推定し、この場合、少数点以下の端数は省略させて差し支えないこと 大麻草に品名がない場合は、栽培年（西暦）－特定の番号で分類して記載させること（例 「2025－1」）</p> <p>4 繊維の数量は、重量で記載させること</p> <p>5 この届について、保健所は、現地確認を行うこと。</p> <p>6 免許期間満了者等（※）が所有し、又は管理する大麻を第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者又は麻薬研究施設の設置者に、所有し、又は管理する発芽不能未処理種子を大麻草栽培者（第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者）に譲り渡す場合は、事由の生じた日から 50 日以内に譲り渡させるとともに、譲り渡した日から 15 日以内に大麻等譲渡届を提出させること</p> <p>7 免許期間満了者等（※）が所有し、又は管理する大麻及び麻薬を廃棄する場合は、あらかじめ麻薬廃棄届の手続きをとらせただうえで、事由の生じた日から 50 日以内に廃棄させること</p> <p>（関連手続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大麻等譲渡届</li> <li>○ 麻薬廃棄届</li> </ul> <p>※免許期間満了者等・・・法第 12 条の 8 第 1 項に規定する免許の有効期間が満了した者（引き続き免許を受けている者を除く。）、免許の取消しを受けた者及び第一種大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散したことによりその旨を届け出なければならない者</p>